

受理官庁 HR	国家知的財産庁 (クロアチア)	附属書 C HR
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	クロアチア	
国際出願の作成に用いることができる言語	クロアチア語又は英語 ¹	
配列表における言語依存フリーテキスト のために認められる言語	上述した言語と同じ	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{2, 3, 4}	認める。受理官庁はe PCT出願を使用して提出されたXML 及びPDFファイルを認める。	
受理官庁は変換前の書類の提出を認め るか、認める場合にはいずれの形式か (PCT実施細則第706号)？	すべての形式を認める	
受理官庁は引用による補充を認めるか (PCT規則20.6)？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の 提出を認め、それを国際事務局に送付す るか？	認める	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用す る。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（PCT規則19.4(a)(ii)の2)）。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2023年3月23日付公示（PCT公報）76頁以降参照。

(2025年1月1日)

H R	国家知的財産庁（クロアチア）（続き）	H R
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ（EUR）	
送付手数料	EUR	26.54
国際出願手数料 ⁵	EUR	1,417
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁵	EUR	16
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	EUR	213
電子出願 （文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約）	EUR	320
調査手数料	附属書D（EP）参照	
優先権書類の手数料 （PCT規則17.1(b)）	EUR	19.91
	EUR	6.64 各優先権書類についての追加手数料
優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)）	EUR	26.54
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がクロアチアに居住している場合 要，出願人がクロアチアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	<p>1. クロアチア共和国の国民又は欧州経済領域協定（以下「E E A」）締約国の国民である自然人であって、クロアチア共和国又はE E A締約国に恒久的な居所を有しており、技術又は自然科学の学士号を有しており、受理官庁に対する特許代理人の専門職試験に合格している者⁶</p> <p>2. クロアチア共和国の国民又はE E A締約国の国民である自然人であって、クロアチア共和国又はE E A締約国に恒久的な居所を有しており、技術又は自然科学以外の分野の学士号を有しており、工業所有権の取得及び維持に関して5年以上の職務経験を有しており、受理官庁に対する特許代理人の専門職の履修完了後に試験に合格している者⁶</p> <p>3. クロアチア法曹協会が管理する弁護士登録簿に登録されている弁護士であって、受理官庁に対する特許代理人の専門職試験に合格している者、又はその弁護士を雇用している又はその他の契約関係に従いその者と共同業務を行う法律事務所</p> <p>4. クロアチア共和国又はE E A締約国に登録事業所を有しており、このパラグラフ第1項又は第2項でいう条件を満たす者を1名以上雇用しているか、又はその他の契約関係に従いその者と共同業務を行っており、登録業務として受理官庁に対して代理業務を行う法人⁶</p>	

[次頁に続く]

5 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

6 特許代理人のリストは次のウェブサイトから入手できる：

<http://www.dziv.hr/en/representation-before-sipo/patent-representatives/>

HR **国家知的財産庁（クロアチア）（続き）** **HR**

委任状の提出要件の放棄⁷

受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
包括委任状の写しが要求される特別の状況	適用されない

7 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。